（その１）

0773

収支報告書

平成28 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　いしかわひろたかこうえんかい

1 政治団体の名称　石川ひろたか後援会

2 主たる事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区東高津町1-28
東高津藤原ビル３F

3 代表者の氏名　石川　博崇

4 会計責任者の氏名　長谷部　康治

事務担当者の氏名　青木　正伸
（電話）　06-6766-1458
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	石川　博崇

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	石川　博崇
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	



資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

AB0440 28 290223 100090

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	11,536,171
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	11,536,171
支　出　総　額	11,368,767
翌年への繰越額	167,404

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
石川ひろたか君を励ます集い	11,536,158	平成28年4月15日　ホテルニューオータニ大阪　鳳凰の間　大阪府大阪市中央区城見1-4-1
政治資金パーティー開催事業		
この頁の小計	11,536,158	
合　　計	11,536,158	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	13	
合　　計	13	

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
石川ひろたか君を励ます集い	11,536,158	1,166	H28/4/15	ホテルニューオータニ大阪 鳳凰の間　大阪府大阪市中央区城見1-4-1	
この頁の小計	11,536,158				

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
この頁の小計	0				
合計	11,536,158				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	15,444	0	
小計	15,444	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	10,853,323	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	87,320	0	
イ 宣伝事業費	1,776,600	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	8,989,403	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	500,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	11,353,323	0	
合計	11,368,767		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬（後援会）	10,800	H28/3/16	金田勝徳税理士事務所	大阪市天王寺区東高津11-9　上本町ビル５階	
この頁の小計	10,800				
その他の支出	4,644				
合計	15,444				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費 ／	
				後援会通信発行事業	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵便代	34,684	H28/8/5	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	＼
郵便代	12,636	H28/8/8	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	＼
後援会通信　印刷代	40,000	H28/8/8	Office uns	大阪府大阪市都島区友渕町3-3-17　友渕河井ビル101	＼
この頁の小計	87,320	＼			
その他の支出	0				
合計	87,320				

／ ＼

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ホームページ管理料	43,200	H28/1/28	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	43,200	H28/2/29	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	43,200	H28/3/31	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	723,600	H28/4/28	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/5/31	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/6/29	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	351,000	H28/7/25	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/8/30	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/10/5	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/11/4	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/11/30	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	43,200	H28/12/28	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
ホームページ管理料	75,600	H28/12/28	株式会社東弘	東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル12F	\
この頁の小計	1,776,600				
その他の支出	0				
合計	1,776,600				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 H28.4.13日開催分　石川ひろたか君を励ます集い	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
励ます集い　案内状印刷代	142,560	H28/3/3	新日本印刷株式会社	大阪市中央区久太郎町1-9-2	〃
郵便代	11,497	H28/3/15	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	〃
胸章代	50,760	H28/3/30	はんわ印刷株式会社	大阪府東大阪市高井田中4-10-14	〃
挨拶状印刷代	20,520	H28/4/5	株式会社　広栄社	大阪市東成区大今里西1-18-5	〃
出演料	60,000	H28/4/13	鈴木　直明（NAO）	大阪市浪速区久保吉2-1-2-303	〃
「実現力は聴く力」購入代	513,000	H28/4/13	（有）福島書店	大阪市西区西本町2-5-19　東海建物西本町ビル１F	〃
出演料	200,000	H28/4/15	有限会社ソウルマティックス	神奈川県横浜市中区相生町1-6関内高坂ビル3階B	〃
励ます集い　出演料	150,000	H28/4/16	オフィスNAKAHASHI	大阪府豊能郡能勢町上田尻473-1	〃
宴席代	7,624,130	H28/4/26	株式会社　ニュー・オータニ	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番1号	〃
出演料	109,960	H28/5/9	松竹芸能株式会社	大阪市中央区道頓堀1-4-20	〃
この頁の小計	8,882,427				
その他の支出	106,976				
合計	8,989,403				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄付	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付	500,000	H28/9/9	公明党参議院大阪選挙区第三総支部	大阪市天王寺区東高津町1-28東高津藤原ビル3F	
この頁の小計	500,000				
その他の支出	0				
合計	500,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　2月　15日

政治団体の名称　石川ひろたか後援会

会計責任者の氏名　長谷部　康治

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年2月１４日

石川ひろたか後援会
代表　石川　博崇　殿

登録政治資金監査人　金田勝徳
登　録　番　号　第１５８７号
研修修了年月日　平成２１年5月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、石川ひろたか後援会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、石川ひろたか後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

石川ひろたか後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、石川ひろたか後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上